

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） に関する想定事務フロー（案）

【第1版】

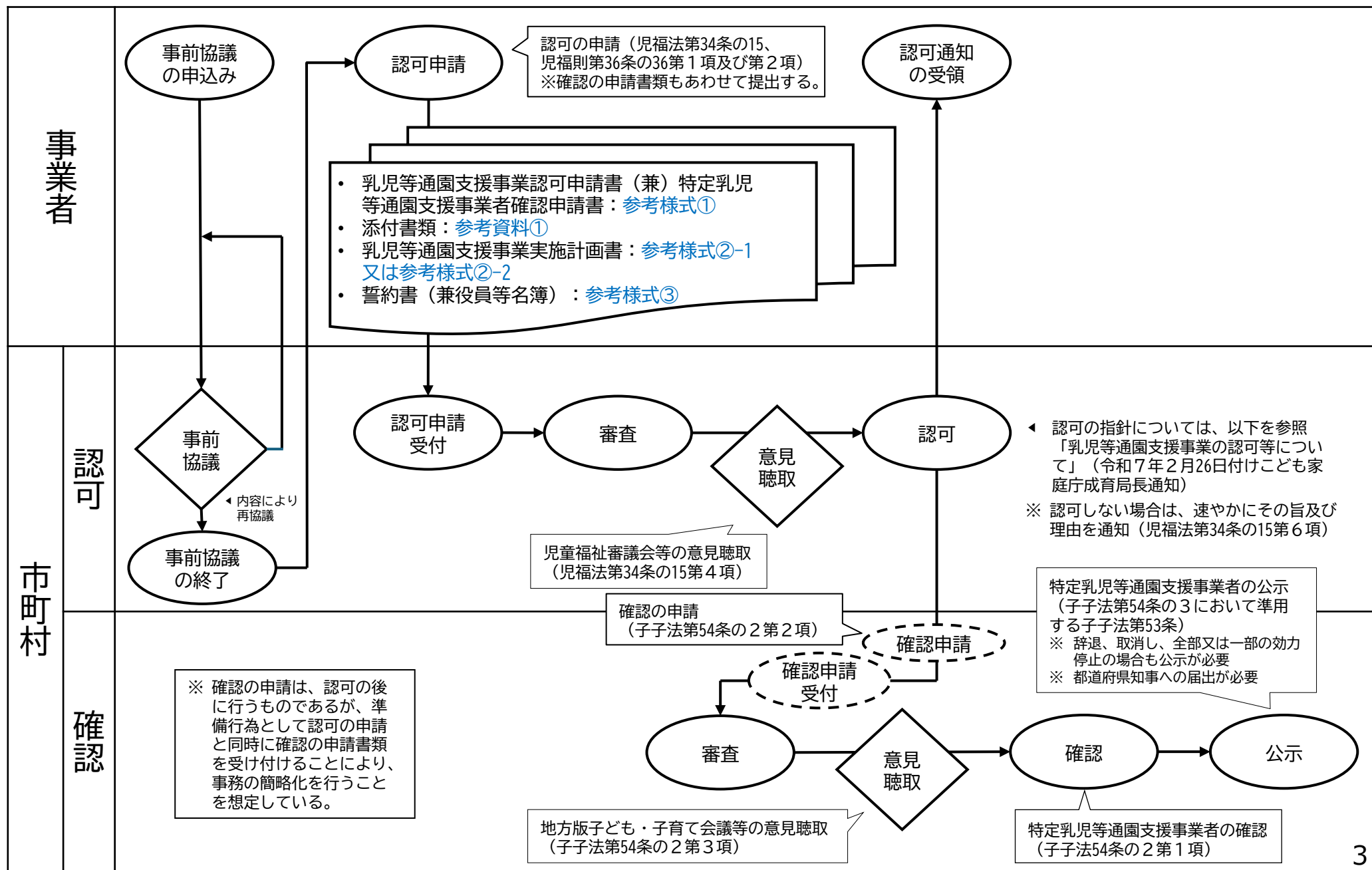
令和7年11月●日
こども家庭庁成育局保育政策課

認可及び確認に関する想定事務フロー

認可及び確認に関する手続き一覧

区分	参照条文	手続き	様式	添付書類	提出時期
認可	- 児福法第34条の15 - 児福則第36条の36第1項及び第2項	認可の申請	参考様式①	参考資料①	
	児福則第36条の36第3項及び第4項	変更の届出	参考様式④-1	参考資料②	変更のあった日から起算して1か月以内 - 施設の名称、種類、位置 (法人又は団体の場合) 定款、寄附行為その他の規約
			参考様式④-2	参考資料②	あらかじめ - 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 - 事業の運営についての重要事項に関する規程 - 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員
	- 児福法第34条の15第7項 - 児福則第36条の37	廃止又は休止の承認の申請	参考様式⑤		※事務フロー省略
確認	子子法第54条の2第2項	確認の申請	参考様式①	参考資料①	
	- 子子法第54条の3において準用する子子法第44条 - 子子則第44条の2において準用する子子則第40条	変更の申請 (利用定員の増加)	参考様式④-3	参考資料②	あらかじめ
	- 子子法第54条の3において準用する子子法第47条 - 子子則第44条の2において準用する子子則第41条	変更の届出 (利用定員の減少)	参考様式④-4	参考資料②	減少の日の3か月前
		変更の届出 (利用定員の変更以外)	参考様式④-5	参考資料②	10日以内
	子子法第54条の3において準用する子子法第48条	辞退の届出	参考様式⑤		3月以上の予告期間を設けて ※事務フロー省略

認可及び確認の事務において想定される事務フロー



認可の変更の事務において想定される事務フロー

事業者

変更内容	提出時期
- 施設の名称、種類、位置の変更 (法人又は団体の場合) 定款、寄附行為その他の規約	変更のあった日から起算して1か月以内
- 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 - 事業の運営についての重要事項に関する規程 - 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員	あらかじめ

変更
の届出

乳児等通園支援事業の認可の変更届
(児福則第36条の36第3項及び第4項)

- 乳児等通園支援事業者認可変更届：
参考様式④-1 又は参考資料④-2
- 添付書類：参考資料②

変更届
受付

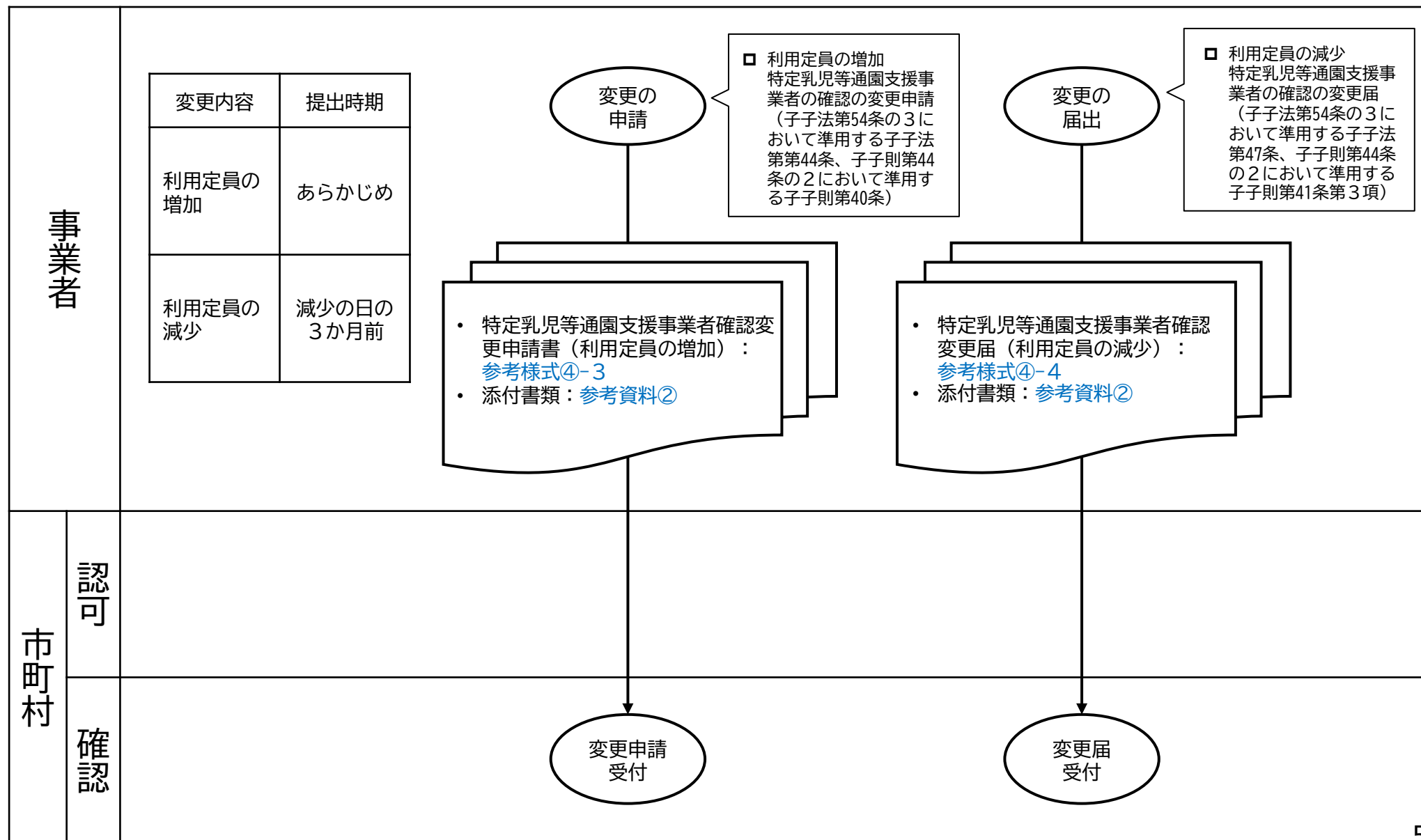
認可

市町村

確認

確認の変更の事務において想定される事務フロー

・ 確認の変更に関する手続き（利用定員の増加又は減少）



確認の変更の事務において想定される事務フロー

・ 確認の変更に関する手続き（利用定員の変更以外）

事業者

変更内容	提出時期
- 事業所の名称及び所在地 - 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 - 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等 - 事業所の平面図及び設備の概要 - 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 - 運営規程 - 事業に係る乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項 - 役員の氏名、生年月日及び住所	10日以内

変更の
届出

特定乳児等通園支援事業者の確認の変更届
（子子法第54条の3において準用する子子法
第47条第1項、子子則第44条の2において準
用する子子則第41条第1項及び第2項）

- 特定乳児等通園支援事業者確認
変更届：参考様式④-5
- 添付書類：参考資料②

変更届
受付

市町村

認可

確認

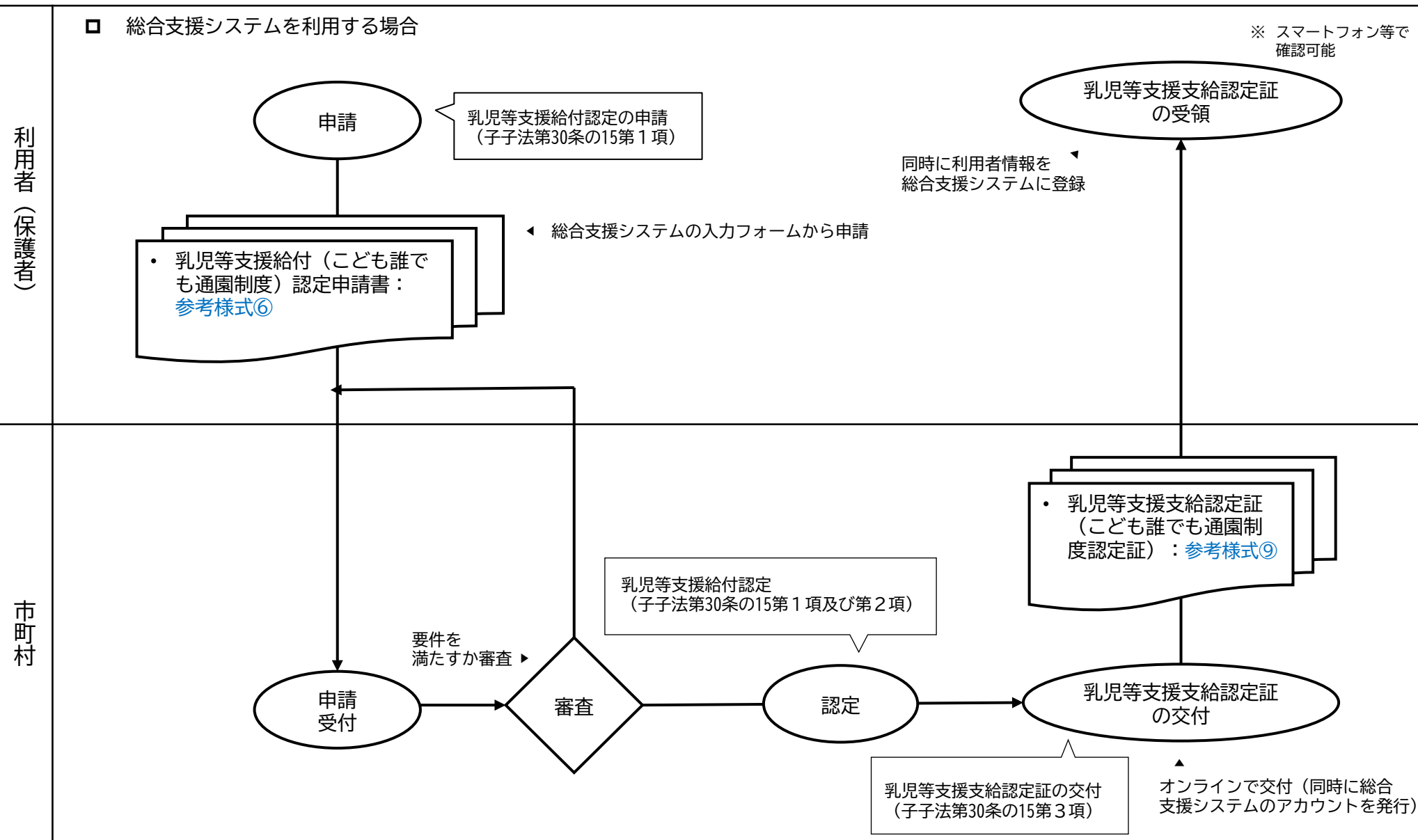
乳児等支援給付認定及び乳児等支援給付費 の支給事務に関する想定事務フロー

乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー

・乳児等支援給付認定に関する手続き

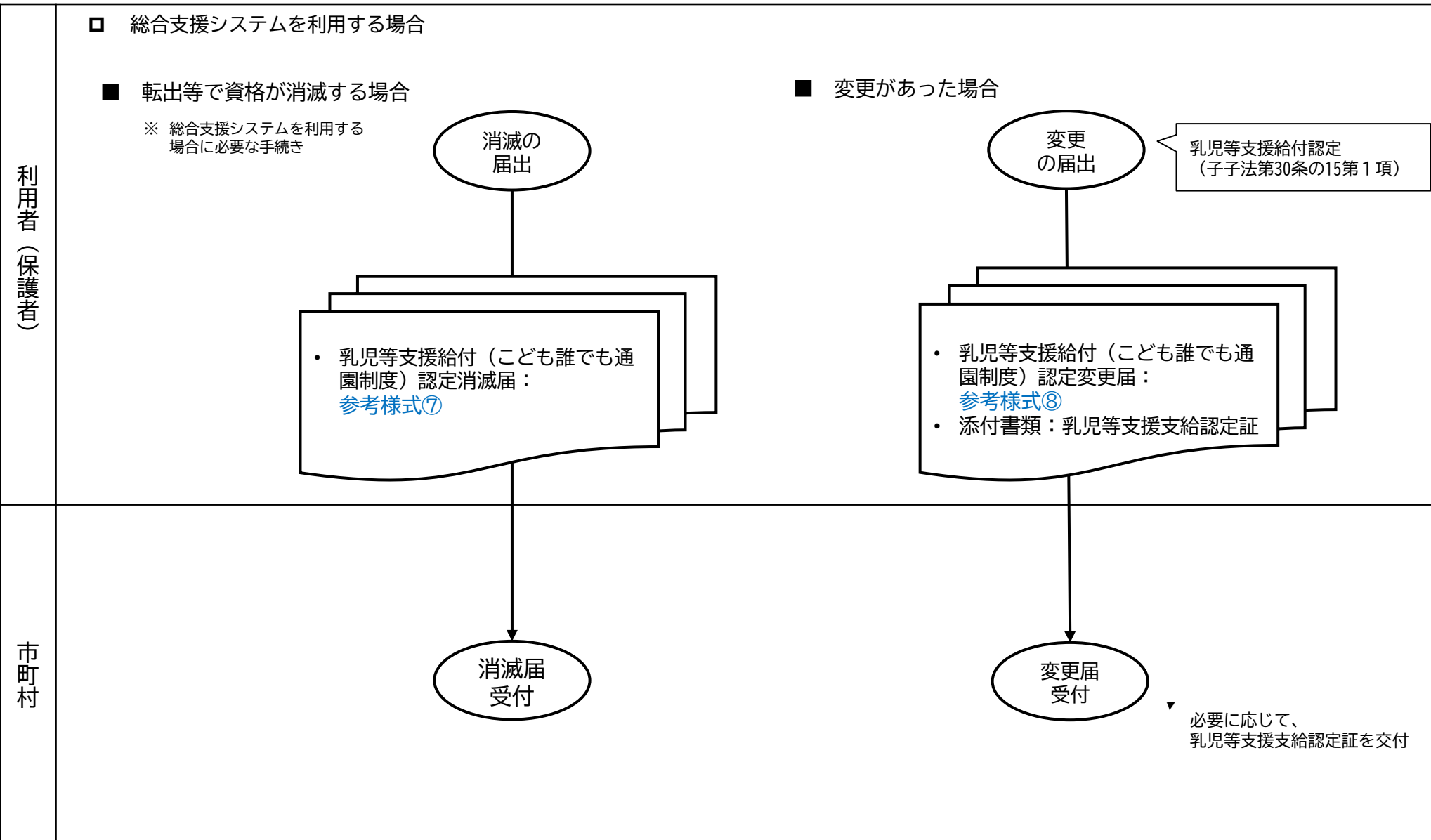
□ 総合支援システムを利用する場合

※ スマートフォン等で
確認可能



乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー

・乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き

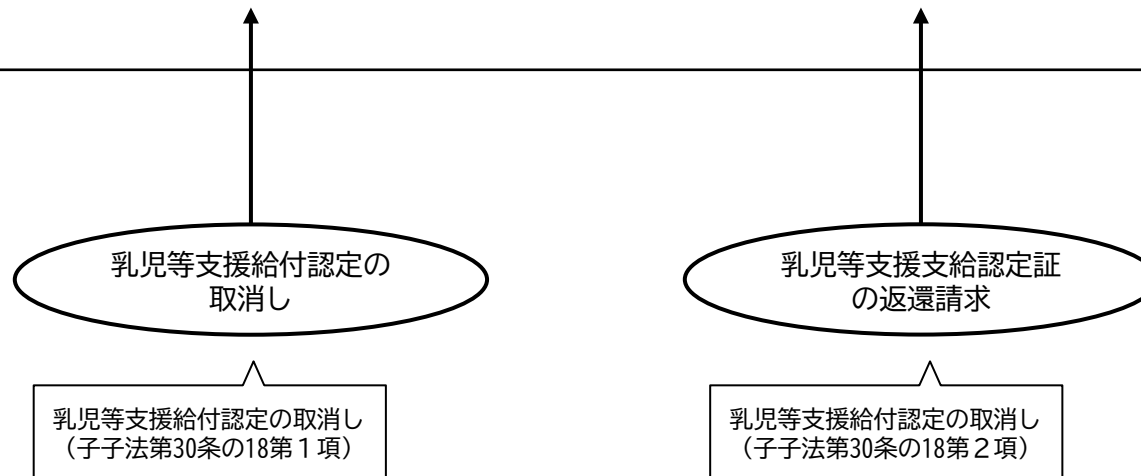


乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー

・乳児等支援給付認定の取消しに関する手続き

乳児等支援給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合に、当該乳児等支援給付認定の取消しを行うことができる。
(子子法第30条の18第1項、子子令第15条の8)

- ・ 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- ・ 乳児等支援給付認定保護者が当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- ・ 乳児等支援給付認定保護者が子子法第30条の17第1項の規定に違反したとき。
- ・ 乳児等支援給付認定保護者が、正当な理由なしに子子法第30条の13において準用する子子法第13条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ・ 乳児等支援給付認定保護者が子子法第30条の15第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。若しくは虚偽の答弁をしたとき。



乳児等支援給付費の支給事務において想定される事務フロー

